

伊豆の国市建設工事の入札及び契約に関する苦情処理要綱

制定 令和4年12月5日告示第197号

改正 令和7年5月29日告示第92号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨にのっとり、本市が発注する建設工事（予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が200万円以上のものに限る。）の入札及び契約に係る苦情処理の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申立て)

第2条 苦情申立て（制限付き一般競争入札、指名競争入札、入札参加停止又は低入札価格調査について市長に説明を求めることをいう。以下同じ。）ができる者、申立内容、申立て期限は、別表のとおりとする。

2 苦情申立ては、別表の申立期限までに、様式第1号による苦情申立書により行わなければならない。

(苦情申立てへの回答)

第3条 市長は、苦情申立てを受けたときは、入札公告により別に定めのある場合を除き、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して5日（伊豆の国市の休日定める条例（平成17年伊豆の国市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）を経過する日までに、苦情申立てを行った者（以下「苦情申立者」という。）に対して文書により回答するものとする。

2 市長は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期限までに回答することができないときは、苦情申立者に通知した上で、その期限を延長することができる。

(苦情申立ての却下)

第4条 市長は、苦情申立てが、申立期限を経過したときその他明らかに申立ての要件を欠くと認められるときは、当該苦情申立てを却下するものとし、文書により通知する。

(再苦情の申立て)

第5条 第3条第1項の規定による市長の回答を受けた者は、当該回答の内容に不服があるときは、再度苦情の申立て（以下「再苦情の申立て」という。）を行うことができる。

2 再苦情の申立ては、前項の回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）を経過する日までに、様式第2号による再苦情申立書により行わなければならない。

（再苦情の申立ての審議）

第6条 市長は、再苦情の申立てを受けたときは、伊豆の国市入札監視委員会条例（令和4年伊豆の国市条例第6号）第2条第1項第2号の規定により、速やかに伊豆の国市入札監視委員会（以下「委員会」という。）に諮問するものとする。

（再苦情の申立てへの回答）

第7条 市長は、前条の諮問に対する答申を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）を経過する日までに、当該答申を踏まえ、再苦情の申立てを行った者に対して文書により回答するものとする。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この期間を延長することができる。

2 前項の規定による回答書には、その内容が再苦情の申立てを認めないものであるときはその理由を、再苦情の申立てを認めるものであるときはそれに伴い市長が講じようとする措置の概要をそれぞれ明記するものとする。

3 第4条の規定は、再苦情の申立てへの回答について準用する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和7年伊豆の国市告示第92号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	申立てができる者	申立内容	申立期限
制限付き 一般競争 入札	入札参加資格の確認の申請をした者のうち、市長から当該入札参加資格がないと認められたもの	当該入札参加資格がないと認められた理由	当該入札に係る公告に定める日
指名競争 入札	当該入札に係る工事と同一の工事種別における入札参加資格を有する者のうち、当該入札に参加できる者として指名されなかったもの	当該入札に参加できる者として指名されなかった理由	当該入札に係る契約の相手方を公表した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）を経過する日
入札参加 停止	入札参加資格を有する者のうち、入札参加停止の措置を受けたもの	入札参加停止の措置を受けた理由	入札参加停止の通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日を除く。）を経過する日
低入札価 格調査	低入札価格調査の対象となった者のうち、落札者としめない旨の通知を受けたもの	当該入札における入札価格では契約の内容に適合した履行がされないと判断された理由	当該落札者としめない旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日（休日を除く。）を経過する日

様式第1号（第2条第2項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

苦情申立書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

苦情申立者

住所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

伊豆の国市建設工事の入札及び契約に関する苦情処理要綱第2条第2項の規定により、説明を求めます。

1 苦情申立ての対象となる工事等の名称（該当する場合）

2 不服のある事項

3 2の主張の根拠

様式第2号（第5条第2項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

再苦情申立書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

苦情申立者

住所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

伊豆の国市建設工事の入札及び契約に関する苦情処理要綱第5条第2項の規定により、再度、説明を求めます。

1 苦情申立ての対象となる工事等の名称（該当する場合）

2 不服のある事項

3 2の主張の根拠